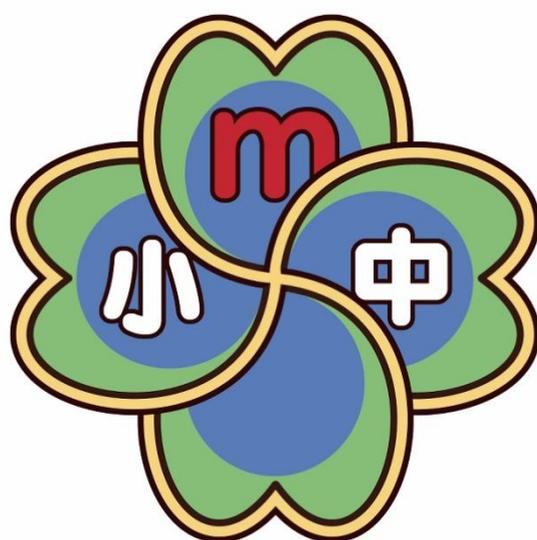
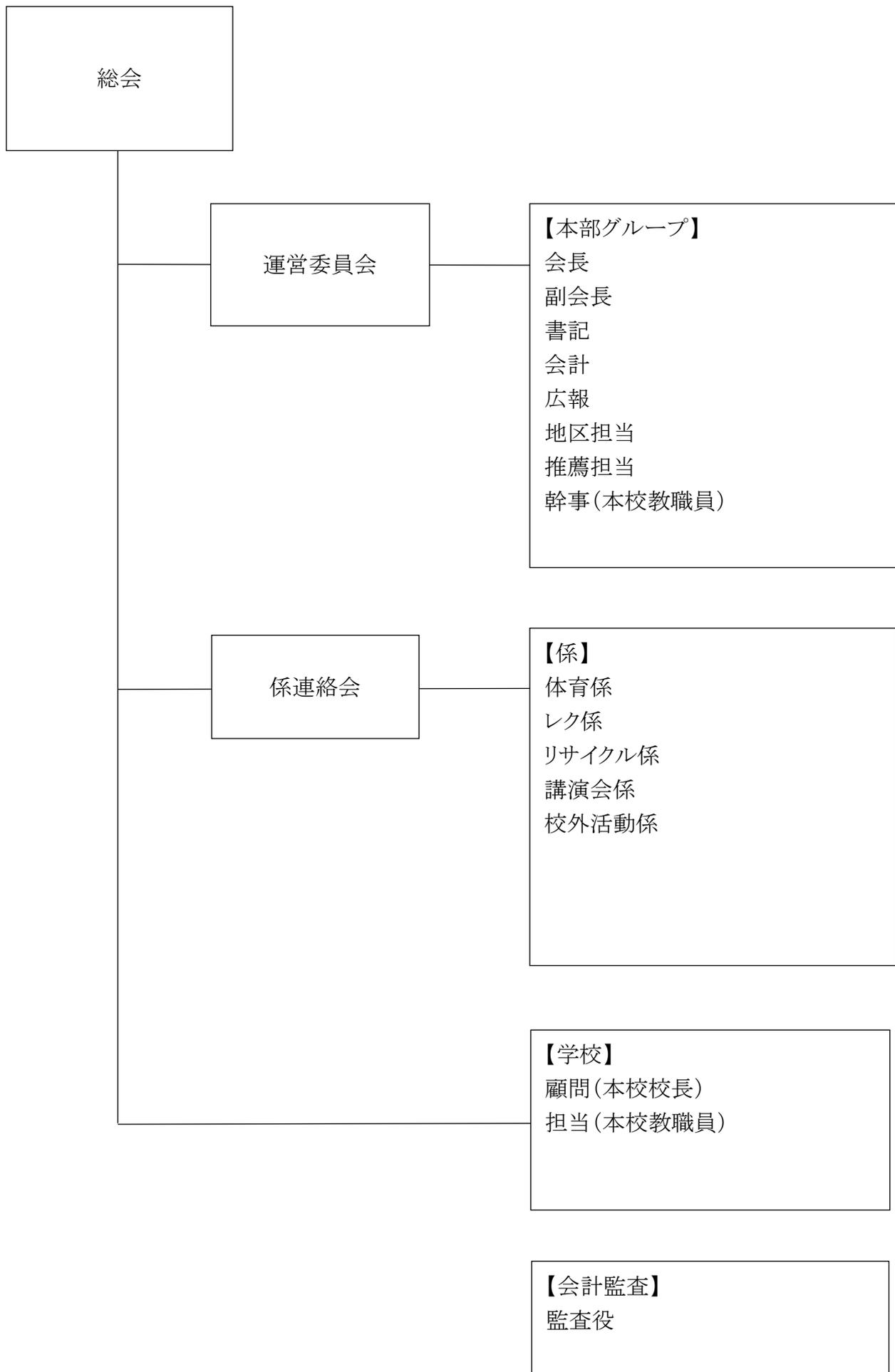


日高市立武蔵台小中学校 PTA

会則・規則・細則



組織図



日高市立武蔵台小中学校 PTA 会則

(名称)

第1条 本会は、日高市立武蔵台小中学校 PTA と称し、事務所を日高市立武蔵台小中学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、保護者またはこれに代わる者(以下保護者という)と本校教職員とが協力して、児童・生徒の健全な成長と、会員の資質向上を目指し、教育環境の整備および教育条件の充実を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 学校および社会教育団体と協力し、学校、家庭、地域における教育力の充実に関する活動。
- (2) 会員相互の親睦と研修に関する活動。
- (3) 近隣の小中学校との連絡を密にし、教育の振興に関する活動。
- (4) そのほか、必要と認められる活動。

(方針)

第4条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会の活動において得られる利益は、本校のすべての児童・生徒に等しく還元する。
- (2) 民主的に運営し、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような活動は行わない。
- (3) 学校の人事、管理および運営に対し干渉しない。

(会員)

第5条 本会の会員となることができる者は、本校に在籍する児童・生徒の保護者および教職員とする。

(個人情報の取扱い)

第6条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用する。

(役員、顧問、担当、監査役)

第7条 本会に次の役員をおき、本部グループとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計担当 3名
- (4) 書記担当 3名
- (5) 広報担当 4名
- (6) 推薦担当 5名
- (7) 地区担当 6名(武蔵台3名・横手台3名)
- (8) 幹事 本校教職員

2 役員以外に顧問、担当、監査役をおく。

- (1) 顧問 本校校長
- (2) 担当 本校教職員

- (3) 監査役 会員でない前年度役員(該当者がいない場合は前々年度本部役員)より1名
武蔵台横手台地区青少年健全育成の会より1名

(役員、担当、顧問、監査役の任務)

第8条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。総会、運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代行する。また、各係の代表として運営委員会に参加し、各係への連絡を行う。
- (3) 書記は、会議等の議事を記録する。また、その他会務に関する事項全般を行う。
- (4) 会計は、会費等の出納管理、予算作成の取りまとめなど、会の会計事務を行う。
- (5) 広報は、ホームページへの掲載に関する事項等、本会の広報活動を行う。
- (6) 推薦担当は、次年度役員募集、選出を行う。
- (7) 地区担当は、防犯・防災に関する事項を行う。
- (8) 幹事は、教職員との調整を行う。

2 顧問、担当、監査役の任務は次のとおりとする。

- (1) 顧問は、オブザーバーとする。
- (2) 担当は、学校内におけるPTA活動に協力する。
- (3) 監査役は、本会の会計を監査する。また、総会において会計監査報告を行う。

(任期)

第9条 役員は、任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員は、前任者の残留期間とする。
- 3 監査役は、任期は、1年とする。

(役員選出)

第10条 役員は、推薦担当にて推薦された候補者を運営委員会に報告した後に、総会の承認を得て選出する。

- 2 幹事は、本校教職員より1名を選出する。

(会議)

第11条 本会における会議は、総会、運営委員会、係連絡会とする。

- 2 社会情勢等により会議を開催することが困難であるときは、書面または通信等による会議をもってこれに代えることができる。

(総会)

第12条 総会は、この会の最高決議機関である。

- 2 総会は、全会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の出席または委任状の総数が過半数により成立する。
- 4 定期総会は、毎年年度当初に招集し、役員選出並びに予算、決算、活動計画、活動報告およびその他重要な案件を審議し、決定する。
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の開催要求があったときに開催する。
- 6 議決は、会議体に応じて、出席者または提出された議決権行使書もしくは電子投票により投票された投票数の過半数により決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 議長は、総会において選出する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

- 2 運営委員会は、各系の連絡および本会の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 3 運営委員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

(係連絡会)

第14条 係連絡会は、各系のメンバーが活動の目的達成のために必要に応じて開催する。

- 2 係連絡会により決定した事項は、係長を通じて本部グループに報告する。

(係)

第15条 本会に必要な活動を行うために、次の係をおく。

- (1) 体育係
 - (2) レク係
 - (3) リサイクル係
 - (4) 講演会係
 - (5) 校外活動係
- 2 係の選出および活動内容については別に定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会員は、以下のとおり所定の会費を納入しなければならない。
 - (1) 本会の会費は、会員1世帯当たり月額350円とする。
 - (2) 途中入会の会費は、入会月の分より納入し、途中脱会の会費は、脱会月の翌月より返却する。
- 3 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 本会の決算は、会計監査を経て総会にて報告、承認されなければならない。

(細則)

第17条 本会の運営上必要な細則は、運営委員会の議決を経て別に定める。

(改正)

第18条 本会の会則を改正する場合は、総会の議決を経なければならない。

附則

この会則は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この会則は、令和6年5月14日より施行する。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 本規則は、日高市立武蔵台小中学校 PTA(以下「本会」という)が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、実施するあらゆる活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(利用目的)

第4条 取得した個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付
- (3) 各種名簿の作成
- (4) 推薦活動
- (5) 広報活動

(利用制限)

第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(個人情報の取得)

第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(情報の開示)

第7条 本会は、本人から保有する個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に則ってこれに応じる。

(管理)

第8条 個人情報は本会が適正に管理し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第9条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

- (3) 公衆衛生の向上または児童・生徒の健全育成の推進のために特に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者からの提供)

第10条 第三者から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(改正)

第11条 本規則の改廃は、総会において行うものとする。

附則

この規則は、令和5年4月1日より施行する。

細則

PTA 会則第17条により次の細則を定める。

【係細則】

PTA 会則第15条により以下の係細則を定める。

第1条 体育係について

- (1) 構成は1学年、2学年の児童保護者とする。
- (2) 本部グループとの連絡係として、係長を各学年から1名ずつ選出する。
- 2 活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 係連絡会開催
 - (2) 運動会に関する事項
 - (3) 持久走大会補助
 - (4) 地区体育祭に関する事項
 - (5) その他運動全般に関する事項

第2条 レク係について

- (1) 構成は3学年、4学年、5学年、6学年の児童保護者とする。
- (2) 本部グループとの連絡係として係長を各学年から1名ずつ選出する。
- 2 活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 係連絡会開催
 - (2) 交通安全教室
 - (3) 武蔵台および横手台夏まつりの出店企画、運営に関する事項
 - (4) その他レク等に関する事項
- 3 夏まつりの売り上げについては、PTA 運営費に充てるものとする。

第3条 リサイクル係について

- (1) 構成は7学年の生徒保護者とする。
- (2) 本部グループとの連絡係として係長を選出する。
- 2 活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 係連絡会開催
 - (2) リサイクル品の回収および保管管理
 - (3) リサイクル品の販売会実施
 - (4) その他リサイクルに関する事項
- 3 リサイクル品の売り上げについては、児童・生徒の教育環境の充実および部活動等後援費に充てるものとする。

第4条 講演会係について

- (1) 構成は8学年の生徒保護者とする。
 - (2) 本部グループとの連絡係として係長を選出する。
- 2 活動内容は次のとおりとする。
- (1) 係連絡会の開催
 - (2) 各種研修会、講演会等の参加に関する事項
 - (3) その他講演会等に関する事項

第5条 校外活動係について

- (1) 構成は9学年の生徒保護者とする。
 - (2) 本部グループとの連絡係として係長を選出する。
- 2 活動内容は次のとおりとする。
- (1) 係連絡会開催
 - (2) 市民まつりに関する事項
 - (3) 公民館掃除活動に関する事項
 - (4) その他校外活動に関する事項

附則

この細則は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この細則は、令和6年5月14日より施行する。

【弔慰金見舞金細則】

第1条 PTA 会員および児童・生徒で、次に該当する会員および児童・生徒に対し金品を支給する。

- (1) 死亡の場合
 - ①会員 10,000円の弔慰金
 - ②児童・生徒 10,000円の弔慰金
- (2) その他、会長が必要と認めたものについては役員で協議のうえ支給する。
- (3) 返礼は、なしとする。

附則

この細則は、令和5年4月1日より施行する。

【交通費支給細則】

第1条 役員が、PTA活動、対外行事、その他(PTA会長が認めた活動)により出張した場合は、交通費および研修費を支給する。

- (1) 交通費の支給
 - ①学区内は、無償とする。
 - ②公共の交通機関を利用した場合は実費支給とする。
 - ③車利用の場合は、運転手のみ、一律200円を支給する。(有料道路等費用は別途支給する)
- (2) 研修費の支給
学区外への出張は、出席者全員に研修費として500円を支給する。
- (3) 請求は、所定の請求書に必要事項を記入の上、会計に提出する。

附則

この細則は、令和5年4月1日より施行する。